

# 第1章 高齢者虐待とは

## 1. 高齢者虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、高齢者虐待防止法）では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（高齢者虐待防止法第2条1項）。また、高齢者虐待を（1）養護者による高齢者虐待、（2）養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

### （1）養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。また、養護者は必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

1 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
2 介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
3 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
4 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
5 経済的虐待	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 【現に養護していない者による虐待の場合】

現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実に即して適切に判断する必要があります。

また、「現に養護する」養護者が、同居人による高齢者への身体的・心理的・性的虐待を放置した場合には「養護を著しく怠ること」にあたり、高齢者虐待として規定しています。

### 【「65歳未満の者」に対する虐待の場合】

介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられていますが（介護保険法第115条の45第2項第2号）、介護保険法にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません（介護保険法第9条）。

また、老人福祉法では、措置の対象者を原則として「65歳以上の者」と定義し、「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

従って、65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応を実施することが重要と考えられます。

## (2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記1～5の行為です。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

【「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（「障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）」）】

### 障害者虐待防止法

被虐待者が65歳未満であるが、介護保険の適用となる特定疾病を有しているなど、高齢福祉の分野で支援が必要であると考えられる事例

- ・「65歳未満の者であって養介護施設に入所、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用することとなりました（障害者虐待防止法附則第3条）。
- ・養護者による障害者虐待の対応についても、介護保険制度における40歳以上65歳未満の特定疾病に該当する者で障害者とみなされるものに関し、高齢者虐待防止法に準じた対応では行使できない立ち入り調査の検討が必要と思われる施設である場合等、障害福祉担当課と介護保険担当課が連携し、本人にとって最も適切な対応を判断していくことが求められます。

## (3) 高齢者のセルフ・ネグレクト及び消費者被害への対応について

### ア セルフ・ネグレクト（自己放任）

認知症等の疾患等による判断力の低下や生活意欲の低下等により、自ら援助を求めず、または援助を拒否し、生活環境や自分自身の心身の状態を悪化させてしまうような状況に陥ること。高齢者虐待防止法の虐待の定義に含まれていませんが、客観的に見て本人の健康や生活が損なわれているような場合には、必要な援助を行います。

### イ 消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、被害に遭っていることの自覚がない場合等により、援助を拒否することもあります。このような高齢者は悪質商法の事業者間で被害者情報が共有され、繰り返し被害に遭う可能性が高くなります。第三者による財産上の不当取引による被害に関して、既存のネットワークを活用し高齢者虐待に準じた対応を行う必要があります。

(4) 老人福祉法や介護保険法に規定されない施設における高齢者虐待への対応

老人福祉法や介護保険法に規定されない施設での虐待の可能性があった場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応します。

その際、高齢者の住まいの鍵や金銭の管理、食事や介護等の世話を誰が行っているかを明確にし、誰が養護者に該当するかを適切に見定めることが重要です。

茨城県や警察及び弁護士などの関係機関と連携して対応にあたることも重要です。

なお、「未届けの有料老人ホーム」における虐待への対応は、老人福祉法上の有料老人ホームに該当する場合には「養介護施設従事者等による高齢者虐待」として対応します。

## 2. 高齢者虐待の種類と具体例

区分	内容と具体例
1 身体的虐待	<p>①暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為。</p> <p>②本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為</p> <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたる、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為／等</p> <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li><li>・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする</li><li>・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する</li><li>・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする</li></ul>
2 介護・世話の放棄・放任	<p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている</li><li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある</li><li>・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li><li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない</li><li>・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等</li></ul>
3 心理的虐待	<p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li><li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li><li>・侮辱を込めて、子供のように扱う</li><li>・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等</li></ul>
4 性的虐待	本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為また

	<p>はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する／等</li> </ul>
5 経済的虐待	<p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等</li> </ul>

(参考) 「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成15年度) 財団法人医療経済研究機構

#### 養護者による高齢者虐待のとらえ方に関するQ & A

Q 1 : なぜ支援困難事例として対応するのではなく、虐待と認定する必要があるのでしょうか。

⇒ 高齢者虐待対応の目的は、虐待を解消し、高齢者が安心して生活を送るために環境を整えることです。その目的を実現するために、虐待を受けている高齢者の保護はもとより、必要な場合には、養護者も支援の対象として明確にするために、虐待と認定することが重要です。相談や通報を受け付けた事例が高齢者虐待に該当するかどうかを判断することは、高齢者や養護者を支援の対象として位置付けるためになされるものです。また、高齢者虐待と認定することで、市の権限の行使も含めた適切な対応を検討することが可能となります。

このとき、高齢者や養護者の虐待に対する自覚は問いません。客観的に見て、高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待と認定して対応を行う必要があります。

Q 2 : 同居して養護する娘ではなく、同居はしているが養護はしていない孫（娘の子）による虐待は、「養護者による高齢者虐待」ととらえることができるのでしょうか。

⇒ 養護者でない同居人の虐待そのものは、「養護者による高齢者虐待」とは言えません（高齢者虐待防止法第2条第4項）。

しかし、養護者が、養護者以外の同居人による身体的虐待・心理的虐待・性的虐待を止めることなく放置した場合には、虐待を放置した養護者の行為は「養護者による高齢者虐待」に当たる、と規定しています（高齢者虐待防止法第2条第4項第1号口）。従って、このような場合には「養護者による虐待」として高齢者虐待防止法による対応を行っていくことになります。

Q 3 : 同居していない親族や知人による経済的虐待への対応はどのように行ったらよいでしょうか。

⇒ 高齢者虐待防止法では、経済的虐待の主体を「養護者又は高齢者の親族」と規定しています（高齢者虐待防止法第2条第4項第2号）。

従って、同居の有無にかかわらず、高齢者の親族が経済的虐待をしていれば、本法の適用があります。また、同居していない知人であっても養護者といえる場合もあるでしょう。

これに対し、養護者とは評価されない知人が経済的虐待をしている場合は、本法の適用はないことになります。

この場合、高齢者虐待防止法第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）や、刑法・民法等の一般規定により対処することになりますが、経済的虐待から高齢者を守るために、成年後見制度の申立てが必要となるケースが多いと思われます。また、事例によっては、刑法の詐欺罪や窃盗罪に該当することがあれば告訴・告発が、民法上は不当利得の返還請求や不法行為による損害賠償請求をすることが必要になる場合も考えられます。

**Q 4 : 養護者や家族が「本人のため」と言ってリハビリや介護をして、その結果本人にけがを負わせたり、精神的苦痛を与えている場合は、虐待に該当するのでしょうか。**

⇒ 養護者や家族が、「本人の健康のため」と言って、専門的知識に基づかないリハビリを行った結果、高齢者に外傷や精神的苦痛を与えたり、「本人は何もできないから」と決めつけて全介助をし、高齢者が精神的苦痛を感じている場合には、虐待と認定することができます（けがを負わせれば身体的虐待、精神的苦痛を与えれば心理的虐待に該当します）。

養護者や家族に、高齢者の心身の状態や医療、介護に関する知識がなかつたり偏っている場合、虐待を解消するために、養護者や家族に対して必要な知識をもってもらうような支援を行うことが求められます。

また、「養護者は一生懸命介護しているから」という理由で虐待ではないととらえてしまうなど、虐待対応従事者側の判断で高齢者の権利を侵害することのないよう、正確で事実に基づいた判断を行うことが重要です。

**Q 5 : あざや外傷が残っていない場合、身体的虐待と認定できますか。**

⇒ 高齢者によっては、内出血ができやすかったり、時間の経過によってあざの場所が移動することなどが考えられます。

そのため、あざや外傷が残っていない場合や、養護者が否定する場合でも、高齢者や周囲からの聞き取りで話を突き合わせて、事実確認を正確に行い、虐待に該当するかどうかを判断する必要があります。

**Q 6 : 言葉による暴力や脅し、恥をかかせるなどは、後で再現することも確認することも難しいのですが、心理的虐待を単独で認定することはできますか。**

⇒ 心理的苦痛の程度は、高齢者の受け止め方や、長年の家族関係が影響しますが、最終的に高齢者の気持ちを確認し、おびえていたり、精神的に苦痛を感じている場合には、虐待として必要な対応を行うことが求められます。例えば、毎日怒鳴られ続けたり、叩かれる真似をされ続けていたことに加え、高齢者がおびえていたことを根拠に、心理的虐待単独で認定した事例もあります。

一方、心理的虐待の背後には他の虐待が潜んでいる可能性もあります。例えば、養護者が排泄や着替えの介助を行いやすいという目的で、高齢者の下半身を下着の状態で放置し、高齢者がそれを苦痛と感じている場合などは、性的虐待と心理的虐待に該当すると考えられます。

いずれにしても、高齢者が精神的に苦痛を感じている場合には、高齢者の権利が侵害されている疑いがあるとして、心理的虐待の疑いの事実の有無について、正確に事実確認を行うことが重要です。

### 3. 虐待発生の要因

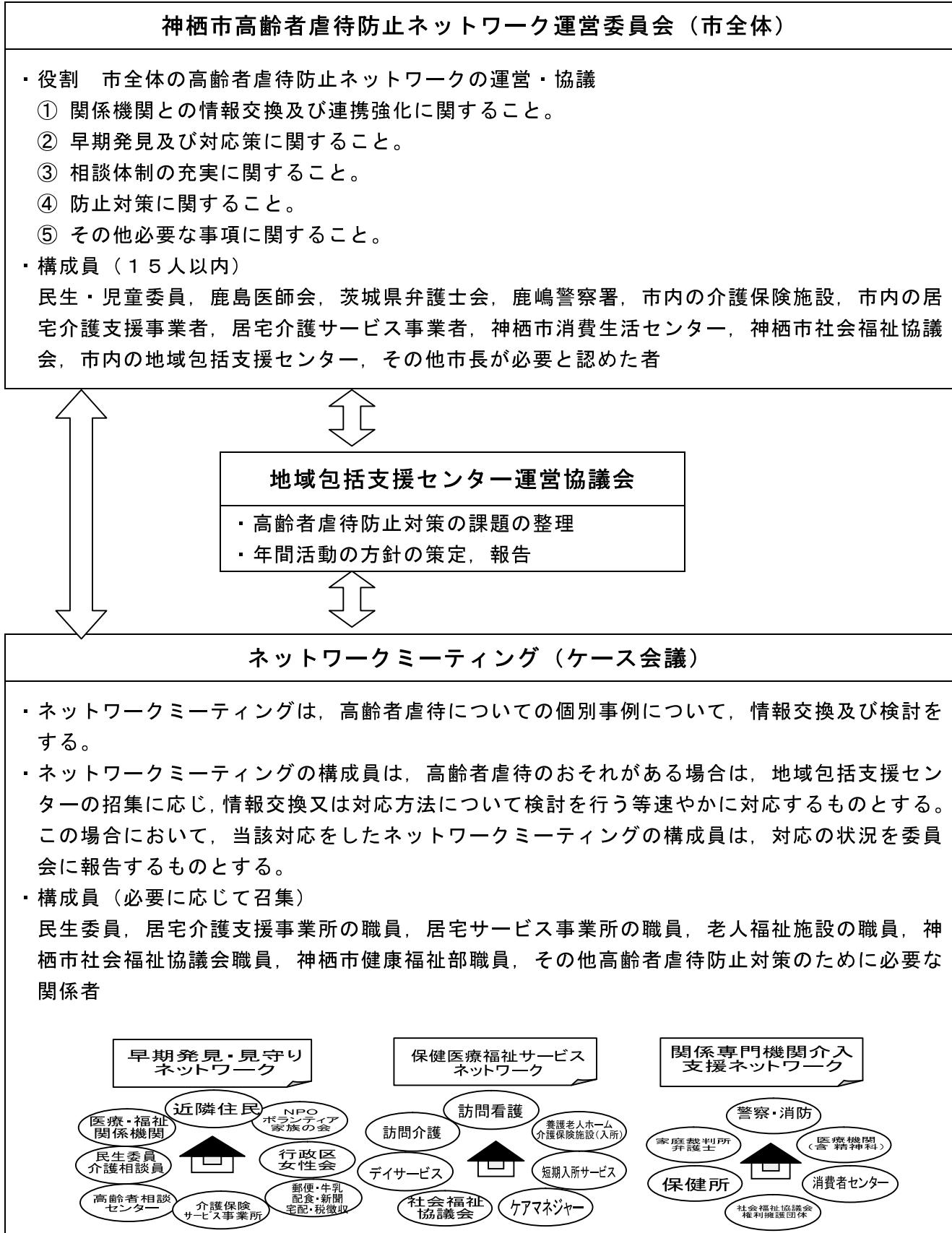
高齢者虐待の背景には、さまざまな要因があり、複数の要因が複雑に絡み合って虐待へと発展していきます。要因が重なれば重なるほど、虐待が深刻化しやすく解決も困難になると言われています。

## 養介護者による高齢者虐待の主な発生要因

	①被虐待者側の要因	②虐待者側の要因	③人間関係の要因	④社会的要因
① 介 護 等 の 問 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○心身状況の低下等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の発症・悪化</li> <li>・加齢・怪我等によるADLの低下</li> <li>・要介護度悪化（排泄介助困難等）</li> <li>・精神不安定など</li> </ul> </li> <li>○判断能力、金銭管理能力等の低下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護負担</li> <li>○介護知識・技術等の不足</li> <li>○外部サービス利用への抵抗感</li> <li>○孤立           <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者がいない</li> <li>・親族と付き合わない</li> <li>・近所と付き合わない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族・親戚の無理解・無関心</li> <li>○過去からの被虐待者と虐待者の人間関係の悪さ、悪化</li> <li>○家族関係の悪さ</li> <li>○家族間の経済的利害関係（財産、相続）</li> <li>○被虐待者と虐待者の力関係の逆転</li> <li>○家族の力関係の変化（主要人物の死亡など）</li> <li>○暴力の世代間、家族間連鎖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の保健福祉サービスの質・量の不足</li> <li>○介護上の援助が不十分</li> <li>○嫁が世話をするのが当然、介護サービス利用は恥と考える精神風土など</li> <li>○地域コミュニティ不十分</li> <li>○地域による偏見、無視</li> </ul>
② 生 活 上 の 問 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済問題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・借金、浪費癖がある</li> <li>・収入が少ないなど</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○経済問題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・貧困</li> <li>・借金、浪費癖がある</li> <li>・収入不安定</li> <li>・失業、無職など</li> </ul> </li> <li>○仕事が多忙、きつい</li> <li>○健康問題           <ul style="list-style-type: none"> <li>・病気、障害</li> <li>・健康不安など</li> </ul> </li> </ul>		
③ 家 族 間 の 問 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過去の経歴           <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待者へきつく当たった</li> <li>・親らしいことをしなかった</li> <li>・異性問題など</li> </ul> </li> <li>○介護に対する考え方等           <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス利用への抵抗感</li> <li>・介護は家族がするのが当然と思っている。</li> <li>・介護を受けても感謝の態度を示さない</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被虐待者への恨み</li> <li>○虐待者の価値観の押し付け</li> </ul>		
④ 性 格 ・ 精 神 的 問 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性格・人格           <ul style="list-style-type: none"> <li>・頑固、強引、自己中心的</li> <li>・プライドが高いなど</li> </ul> </li> <li>○精神障害など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○性格・人格           <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己中心的、強引</li> <li>・几帳面、神経質</li> <li>・放任主義</li> <li>・自閉的など</li> </ul> </li> <li>○精神障害</li> <li>○アルコール依存症</li> <li>○知的障害</li> <li>○社会不適応</li> <li>○潔癖症</li> </ul>		

#### 4. 神栖市の高齢者虐待対応の体制について

##### (1) 神栖市における虐待体制図



(2) 高齢者虐待対応の基本的な流れ

対応項目	主な内容
①通報・届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人からの届出</li> <li>・家族、親族等からの相談による発見・通報</li> <li>・民生委員や地域住民等による発見・通報</li> <li>・医療機関、介護保険サービス従事者等による発見・通報</li> <li>・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、相談窓口や相談機関等による発見・通報</li> </ul> <p>※ 高齢者の居所と住所地が異なる場合の対応 　　基本的には高齢者の居所のある市町村が対応することとし、関係する市町村へ情報提供を行いながら、連携して対応します。</p>
②情報収集、事実確認を行うための協議	<p>援助や介入の必要性を判断するための必要最小限の情報を収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族関係、転居歴</li> <li>・同居家族構成の把握</li> <li>・生活保護の受給状況</li> <li>・介護認定の有無、介護サービス利用状況、居宅介護支援専門員</li> <li>・医療機関受診状況</li> <li>・警察</li> <li>・民生委員など</li> </ul> <p>事実確認の方法と役割分担 事実確認の期限、初回のコアメンバー会議の開催日時の決定</p>
③事実確認（立入調査）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則は地域包括支援センター等の複数職員による訪問調査（緊急時は除く）、必要時には医療職も同行</li> <li>・生命の危険性が高く、時間的余裕が無い場合は本人の保護等</li> <li>・高齢者や家族に接触できない、高齢者の安否が確認できないなど、高齢者の生命や身体の重大な危険が強く懸念される場合、地域包括支援課（神栖市地域包括支援センター）職員は、複数で立入調査を実施。必要時には、警察の援助要請や医療職職員を同行する。</li> <li>・調査結果の整理（事実確認票の作成）</li> </ul>
④虐待の有無、緊急性の判断	<p>管理職及び担当職員、地域包括支援センター職員によって構成されるコアメンバー会議を開催し、緊急的な対応方針の決定。事案の内容に応じて、庁内関係部署職員、専門的な助言者（医師や弁護士等）の出席。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院治療の必要性</li> <li>・分離保護の検討（やむを得ない事由による措置、入所・ショートステイなど介護サービスの利用、別居の家族宅・軽費老人ホームの利用など）</li> </ul>
⑤ケース会議（ネットワークミーティング）	<p>コアメンバー会議の結果に基づき虐待対応ケース会議の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応方針の決定（中長期の対応方針）</li> <li>・キーパーソン及びチーム員の役割分担、見守りや緊急連絡網の整備など</li> </ul>
⑥支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見守りやモニタリング（事故や緊急時の発見、在宅生活の限界の見極め）</li> <li>・働きかけ（本人や家族の意向確認、関係構築、高齢者虐待の認識付け、生活・介護指導等）</li> <li>・介護保険サービス等の在宅サービスの提供</li> <li>・老人福祉法第10条の4に基づく「やむを得ない事由による措置（在宅サービス）」の導入等</li> </ul>

⑦評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅支援の結果、事態は好転しているか</li> <li>・新たな高齢者虐待発生が予測されるか（評価後②③④⑤に戻る）</li> </ul>
-----	---

※②、③、④、⑤、⑥で在宅生活困難と判断された場合

⑧入院	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師が入院が必要と判断した場合は、医療機関へ入院 (退院が可能となった場合は、②③④⑤へ戻る。)</li> </ul>
⑨施設入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービス利用による施設への入所</li> <li>・老人福祉法第11条第1項第1号に基づく養護老人ホームへの入所措置</li> <li>・老人福祉法第11条第1項第2号に基づく「やむを得ない事由による措置（特別養護老人ホームへの入所）」の実施</li> </ul>
⑩成年後見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長の申立による成年後見制度の利用</li> <li>・申立費用等の助成</li> </ul>

### ● 効果的な運営方法 ●

1 基本は「高齢者の安全確保と人権擁護」

⇒迷った場合には基本に戻る。

2 前向きな議論

⇒済んだことを責めず、今後について検討する。

3 それぞれの機関の役割や限界の正しい理解

⇒できないことを責めず、できることを出し合う。

4 支援方針に基づく各機関の役割分担と責任の明確化

⇒すきまをつくらない。

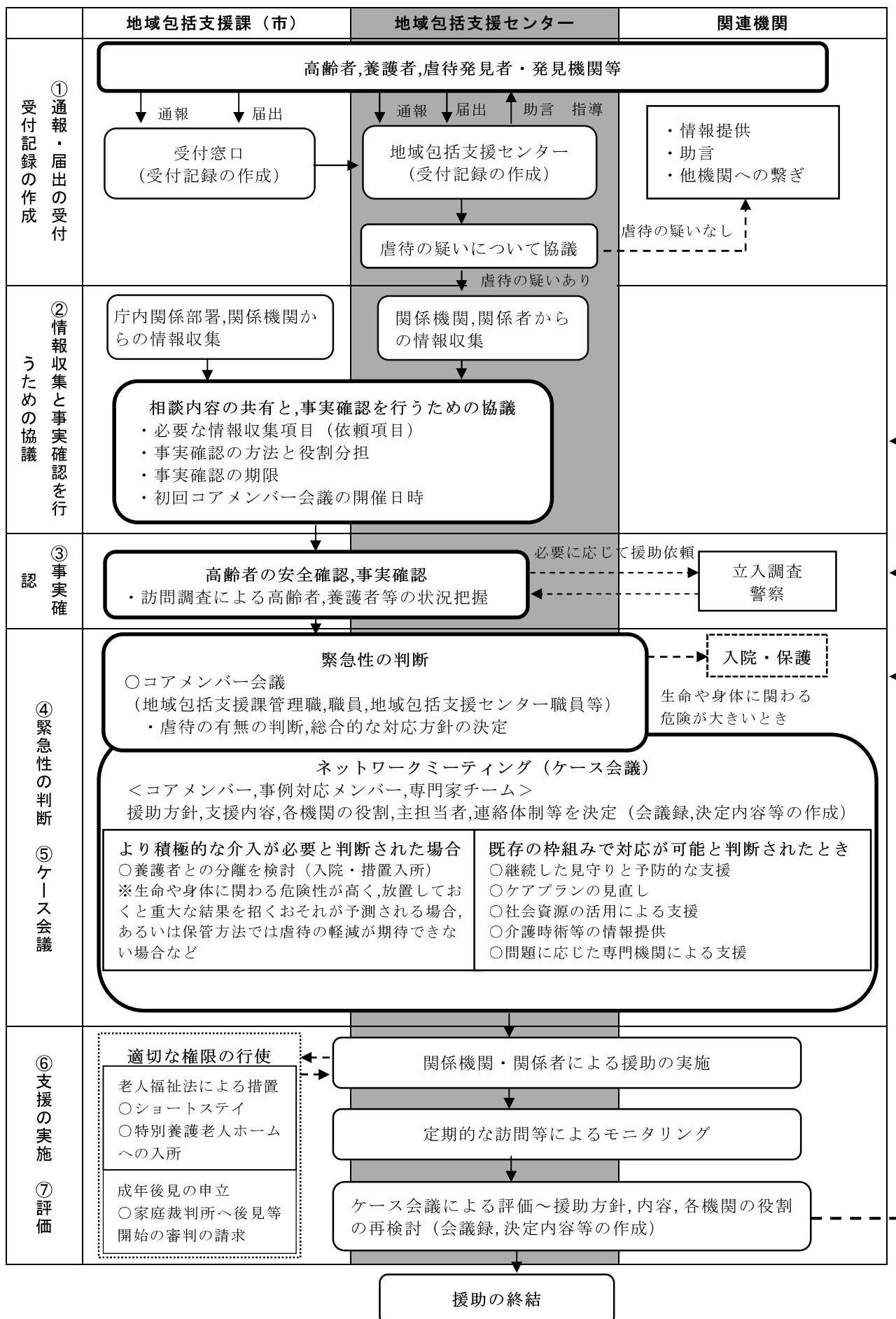
5 タイムスケジュールを決め、予定どおり進んでいるかを確認

⇒うまく進んでいない場合にはすみやかに支援方針の見直しを行う。

6 地域資源の活用

⇒人・モノ・制度の総ざらい。

## 高齢者虐待対応の基本的な流れ高齢者虐待対応フロー図



### (3) 関係機関等に期待される役割

高齢者虐待は複雑な問題をかかえている家庭で起きやすいことから、一つの機関で対応できないことが多く、地域の関係機関がそれぞれの専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。

なお、高齢者虐待防止法第5条において、養介護施設、病院、保健所等高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者の保護のための施策に協力しなければならないとされています。また、高齢者虐待防止法第7条により、速やかに市に通報するよう努めなければなりません。

各機関に期待される基本的な役割は、次のとおりです。

#### ア 地域包括支援課（高齢者虐待担当課）

高齢者虐待の通報、届出を受理します。通報や届出に基づき、虐待を受けている高齢者（以下、「高齢者」という）の安全確認及び事実確認のための調査を地域包括支援センターと連携して実施するとともに、関係機関、団体等「高齢者虐待対応協力者」（高齢者虐待防止法第9条）と対応について協議します。

神栖市の重要な役割は立入調査（高齢者虐待防止法第11条）です。立入調査は地域包括支援課職員（神栖市地域包括支センター職員）のみが行えます。調査時には神栖市長が交付した立入調査証票を携行します。必要な場合は、鹿嶋警察署に援助を要請（高齢者虐待防止法第12条）します。

成年後見制度の利用が必要な場合であって、虐待等のため家族による申し立てが期待できないときは、神栖市長が申し立てを行います。

#### イ 長寿介護課

高齢者が危険を伴う状態にある場合や、必要な介護保険サービスが利用できない状況にある場合は、老人福祉法に基づいて職権により、施設への入所や在宅サービスを提供する措置を行います。

#### ウ 地域包括支援センター

高齢者を虐待している養護者（以下「養護者」という）に対する高齢者虐待の相談、助言、指導を行い、届出や通報受理の窓口となります。また、虐待の事実確認を行うとともに必要な場合は、地域包括支援課（神栖市地域包括支援センター）職員による立入調査に同行協力します。

神栖市と連携し、高齢者虐待対応関係機関によるネットワークを設置し、ケース会議により支援策を検討するなど、高齢者虐待対応の中核を担うとともに、介護支援専門員や介護保険サービス事業者等から、虐待への対応等について相談があった場合は、助言や支援を行います。

#### ※ 神栖市と地域包括支援センターの役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び養護者に対する適切な支援について、市町村が第一義的に責任を持つことが規定されています。虐待かどうかの判断、対応方法、終結の判断は神栖市が行います。

#### 一 地域包括支援センターに委託可能な事務の内容一

- ・相談、指導及び助言（高齢者虐待防止法第6条）
- ・通報または届出の受理（高齢者虐待防止法第7条、第9条第1項）
- ・高齢者の安全確認、通報又は届出に係る事実確認のための措置（高齢者虐待防止法第9条第1項）
- ・養護者の負担軽減のための措置（高齢者虐待防止法第14条第1項）

## エ 健康増進課

健康相談・健康教育・健康診査等、地域住民の健康増進のための活動を実施する保健師等が配置されており、これらの活動を通して高齢者虐待の発見とともに、相談窓口としての役割が期待されます。

高齢者虐待が発見された場合は、ケース会議の結果に基づき、保健師としての専門性を活かし、高齢者本人及び養護者、家族の相談、指導等にあたります。

また、精神障害や難病等が絡んだ虐待事例の場合、必要に応じて保健所等と連携します。

## オ 介護支援専門員（ケアマネジャー）

利用者宅訪問や高齢者及び家族からの相談、サービス事業者からの報告、または、認定調査員として訪問調査を行う等、高齢者虐待を知り得る機会が多いため虐待の早期発見者としての役割が期待されます。

虐待（虐待の疑い）のケースを発見した場合は、介護保険サービス提供事業者等から情報収集を行い、地域包括支援センターへ通報します。

また、地域包括支援課と連携して訪問調査を実施し、調査の結果を虐待の改善に向けてケアマネジメントに反映させていきます。

本人や家族がサービスの提供を拒否したり、在宅サービスの提供のみでは、高齢者虐待の改善が見込めない処遇困難ケースについては、地域包括支援センター等が開催するケース会議に諮ります。その場合、介護支援専門員はキーパーソンとしての役割も期待されます。

## カ 介護保険サービス提供事業者

日常の業務の中で、高齢者虐待のサインを見逃さないよう、常に注意深く本人や家族の状況を観察し、虐待の疑いがあるケースを発見した場合は、速やかに介護支援専門員に報告し、また、生命に危険があるような場合は、地域包括支援センター等虐待対応窓口に通報します。各事業者は次のような役割を担います。

### （ア）訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員は、サービスを提供しながら、高齢者や養護者の生活状況等を観察し、高齢者や養護者等に対する声掛けなどの精神的支援を行うとともに、確認した状況や変化などを速やかに介護支援専門員に報告します。

### （イ）訪問看護

訪問看護師は、看護サービスを提供しながら、高齢者や養護者等の医療情報の確認や体調の変化、健康観察と判断が求められます。虐待の予防と早期発見に努め、サービスを提供しながら精神的支援を行うとともに、確認した状況や変化などを医師や介護支援専門員に報告します。

### （ウ）通所介護（デイサービス）、通所リハビリテーション（デイケア）

高齢者の全身状態を観察する機会のある入浴サービスでは、あざや傷はもちろんのこと、痩せの状態や皮膚の変化を知ることができます。また、衣服の状態や食事の様子を観察することにより、介護の放任・放棄の状況が把握されることもありますので、それぞれのサービス提供時に把握した事実を整理して介護支援専門員に報告します。

### （エ）短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

前記の通所介護と同様に入浴サービスや食事の提供等を通じ、高齢者の状態を把握し、介護支援専門員等に報告します。

また、老人短期入所施設は高齢者を緊急時に一時的に保護する役割を担います。虐待等により客観的に見て特別養護老人ホーム等への入所が妥当と思われる場合であっても、施設に対する不安等から高齢者や家族が入所を拒否し、さらに状況が悪化するケースが見受けられるので、短期入所施設の利用を通じて、特別養護老人ホーム等へ

の入所に対する不安を取り除き、円滑な施設の利用に繋げる役割も期待されます。

(オ) 特別養護老人ホーム

高齢者虐待により、緊急に施設入所が必要と判断されるケースや、神栖市から「やむを得ない事由による措置」(老人福祉法第11条第1項第2号)の委託があった場合は、優先的に入所に応じていきます。

(カ) 養護老人ホーム

老人福祉法上の「やむを得ない措置」ではありませんが、養護老人ホームに措置することもできます。

キ 医療機関

医療機関は、診療を通して高齢者の不審な怪我やあざなどの状況を把握できるほか、家族・養護者の様子や変化等に気づくことができます。医師は、高齢者虐待の通報努力義務者として、早期発見に大きな役割を担います。

また、他の機関の働きかけは拒んでも、医師の指導は受け入れられやすいという傾向もありますので、サービスの利用等について、高齢者や養護者に働きかけるなどの役割を担うことも重要です。さらに、施設利用のための診断書の作成や入院の必要性の判断、認知症に対する啓発指導などの役割もあります。

ク 民生委員

民生委員は、地域において相談や安否確認など住民が安心して暮らせるよう支援を行っており、これらの活動を通して高齢者等から直接相談を受けるほか、近所で叫び声が聞こえる、高齢者がおびえた様子である等身近な情報をキャッチし、相談窓口への相談や通報を行います。

また、日ごろから高齢者家庭の実態把握につとめ、神栖市や地域包括支援センターなどの職員が事実確認等で家庭訪問する際に同行して、訪問活動が円滑にできるよう仲介を行ったり、地域における虐待の早期発見・通報、見守り等の役割も期待されます。

ケ 神栖市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業の実施、ボランティアや地域住民などを活用して、見守りをはじめとした各種のインフォーマルな在宅サービスを提供します。

コ 潮来保健所

保健所は、精神保健・難病対策や認知症等の専門相談などを行っており、神栖市において、精神障害や難病等が絡んだ虐待事例が発生した場合は、地域包括支援課等に対し助言や支援を行います。

サ 神栖市福祉事務所（生活保護担当）

福祉事務所は、生活保護の相談に応じ調査等の結果基準に該当する場合は、保護の決定を行うとともに、生活保護の受給者に対しては、自立に向けて必要な助言や指導を行っており、これらの活動を通して、虐待の発見や防止に向けた指導等を行います。

特に、生活の困窮や生活困窮によるサービス利用の不足が高齢者虐待の大きな要因の一つとなっていることから、相談や調査に当たっては、虐待のサインを見逃さないよう、家庭の状況を注意深く観察することが求められます。

シ 鹿嶋警察署

地域での生活安全に関する相談などを受け、地域での見回りや安全の見守りを行います。また、神栖市が立入調査をする際、神栖市の援助要請を受けて、地域包括支援課職員、地域包括支援センター職員等が円滑な調査ができるよう同行します。（資料編P28参照）

ス 鹿島地方事務組合消防課

救急活動時に、虐待が疑われる高齢者を発見した場合は、関係機関へ通報連絡します。

## **セ 法務局・人権擁護委員**

法務局及び人権擁護委員は、連携・協力して地域住民からの様々な人権に関する相談を受けています。

また、相談等から虐待が疑われる事案を察知した場合には、関係機関に通報する他、被害者からの申出を受けて、人権侵害に対する救済手続きを行います。

## **ソ 地域住民**

近所で虐待を受け、又は受けている恐れのある高齢者を発見したときは、その情報を民生委員又は相談窓口等へ通報します。また、安否確認や見守り活動を行うことなども期待されています。